

道内卸売市場による災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内において次に掲げる災害が発生し、災害を受けた卸売市場（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を地域住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない卸売市場（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災地域における生鮮食料品の安定供給を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害
- (3) その他災害で、被災地域への応援が必要とされる場合

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災地域の住民に供給する生鮮食料品の提供
 - (2) 被災地域の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- 2 乙は、前項に定める応援のほか、市場事業の継続のために甲が要請する応援のうち、対応可能なものについては、その実現に努めることとする。

(応援要請)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号に掲げる応援を要請する場合には、その品名及び数量
- (3) 前条第1項第2号に掲げる応援を要請する場合には、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 応援を要する卸売市場名及び当該市場への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

(協定の遵守)

第4条 乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

(応援供給の方法)

第5条 乙は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、応諾の可否を判断し、応諾できる場合は甲と速やかに連絡調整のうえ応援供給を実施する。

2 公設市場においては、開設者が場内の卸売会社との連絡調整を行う。

3 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援供給は、この協定を締結する卸売市場の卸売会社間の相対取引による決済を基本とする。

(応援経費の負担)

第6条 第2条第1項及び第2項に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙が自主的な応援を実施する場合の経費は、乙の負担とする。

(情報連絡体制)

第7条 この協定を締結する卸売市場は、相互応援のための連絡担当部署をあらかじめ定め、災害が発生した時は速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する卸売市場が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

附 則

この協定は、平成24年 9月 1日から効力を生ずる。

平成24年 8月20日